

日本歴史学における木簡研究成果

渡辺晃宏

I 木簡の資料としての特質と歴史研究

木簡学の確立 日本で出土した木簡は、2015 年末の集計では、既に 40 万点を超えたという。歴史学の一つの分野として、木簡に関する研究が「木簡学」として認識されるようになった契機は、1961 年の平城宮跡における発見であった。以来 55 年を経て、木簡の歴史学における地位は確固たるものになったように思う。

木簡の構成する 3 つの要素 歴史を組み立てる素材（＝資料）としての木簡には、3 つの要素がある。まず、第一に、文字資料としての要素である。木簡の定義は、「発掘調査で見つかる墨書のある木片」であり、文字が書かれていない木簡はあり得ない。第二に、木製品としての要素である。木簡には文字を書く木製品として側面があり、そこにはさまざまな加工が施される。紙など他の媒体の文字資料に比べて、媒体の形状のもつ情報の重要度が高い。第三に、考古遺物としての要素である。木簡は出土資料であり、資料そのもののもつ情報だけでなく、出土状況（出土地点・層位）が木簡の重要な情報の一つとなる。

木簡を資料として活用するにあたっては、これら 3 つの要素を総合的かつ有機的に把握する必要がある。歴史学研究者は、ともすれば木簡の文字資料としての要素のみを重視する傾向があるため、この点には充分留意が必要である。文字資料としての要素だけ見ていると、木簡の情報を見誤りかねないから、文字資料としての情報の抽出作業（＝木簡の解読）は、木製品として木簡、考古遺物としての木簡という、他の 2 つの要素を含めて総合的に行うべきである。また、木簡は、砂漠地帯を除けば地下水に守られて初めて脆弱な状態で辛うじて遺存する。このため、木簡の解読は、木簡の出土状況を総合的に判断でき、かつ資料としての木簡を十分に観察できる立場にある者、すなわち木簡の発掘調査担当者・機関が最終的に責任をもたなければならないと考える。

木簡学と奈文研・木簡学会の役割 日本の木簡 40 万点のうち 7 割にあたる約 28 万点は、奈良文化財研究所（以下、奈文研と略称。2000 年までは奈良国立文化財研究所）が発掘し保管している資料である。これは、奈文研が平城宮跡と藤原宮跡という木簡使用の最盛期にあたる 7 世紀末から 8 世紀末までの宮城の遺跡の発掘調査を継続して担当してきているからである。奈文研には現在、木簡など出土文字資料の整理・解読を担当している正規の研究員が 5 人勤務している。いずれも日本古代史（文献史学）を専攻した者だが、奈文研では考古学の研究員とともに発掘調査にも従事している。これは前述した木簡の資料としての性格を考慮すれば当然のことといえるが、発掘から保存までこのような恵まれた調査体制をとれる機関は少なく、文字資料が出土した際には、その都度機関外の文献史研究者に助力を求める場合が多い。

また、日本には木簡学会という、木簡を専門に研究対象とする学会があり、奈文研に事務局を置いて活動している（1979 年創設）。日本では機関や大学の持ち回りで事務局を維持する学会も多いが、木簡学会の場合、いわば日本の木簡研究のナショナルセンターとしての奈文研なくしては運営できないのが実情である。

Ⅱ 木簡の歴史研究における役割—平城宮跡出土木簡で辿る

1、平城宮跡第1号木簡の発見とその意義

平城宮跡最初の木簡の出土—木簡学の始まり さて、1961年の平城宮跡での最初の発見は、SK219と呼ばれる土坑（以下、平城宮跡の木簡出土地点は図1参照）からの出土で、点数は約40点であった。実は、1930年代に秋田県弘田柵跡や三重県柚井遺跡から既に木簡は出土していた。しかし、これらは単発的な出土と違ってよく、一部を除き木簡が広く利用されていたと考えられることはなく、いわば特殊な資料とみなされたのである。それが1961年の平城宮跡における2桁に及ぶ点数の木簡の発見によって、木簡の資料としての普遍性に光が当てられることになった。

しかも、この発見で重要だったのは、既存の文献資料と合わせて読むことによって、相互補完的に従来窺い知ることができなかった事実を明らかにする資料が含まれていたことである。「寺請」で始まる小豆・醬・酢・末醬の4種類の食材を、「竹波命婦」のもとに請求する3月6日付けの木簡である（以下、寺請木簡と呼ぶ）。

・「寺請 小豆一斗 醬一口〔斗カ〕五升〈大床所〉 酢 末醬等」

・「右四種物竹波命婦御所 三月六日」 (註1)

259×(19)×4 081 (『平城宮木簡』1、1号。写真1)

竹(筑)波命婦は孝謙太上天皇側近の女官壬生直小家主女。彼女は今、「寺」にいる。側近の女官がいるとすれば、「寺」には孝謙太上天皇本人がいる可能性が高い。木簡の記載そのものから引き出せるここまでの情報を念頭に置いて、一緒に出土した木簡を見ると、761年(天平宝字5)、762年(天平宝字6)の年紀が書かれたものがある。とすれば、寺請木簡も同じ天平宝字年間(757年から765年まで)頃の可能性が高い。これらの木簡が土坑(ゴミ捨て穴)の遺物であって、短期間にまとめて捨てられた一括性が高い遺物とみられるという考古学上の知見も、その重要な根拠の一つとなる。

寺請木簡を読み解く 木簡から明らかになる以上の情報を前提に文献資料を調べると、762年(天平宝字6)5月から764年(天平宝字8)9月まで、孝謙太上天皇は平城宮の東に接する法華寺に居住していたことが知られる。すなわち、保良宮に行幸していた孝謙太上天皇と淳仁天皇は、孝謙太上天皇に接近し始めた僧道鏡をめぐって対立を深め、762年5月、平城宮に戻る。ところが、『続日本紀』によるとその際淳仁天皇が平城宮内裏に戻ったのに対し、孝謙太上天皇は平城宮ではなく法華寺に居住したという(天平宝字6年5月辛丑条)。寺請木簡はこの状況と見事に整合するのである。

すなわち、寺請木簡は、孝謙と淳仁が対立し764年(天平宝字8)の藤原仲麻呂の乱へと至る政治的緊張をはらんだ時期の貴重な資料だったことがわかるのである。また、その年代も、木簡には「三月六日」としか書かれていないが、孝謙太上天皇が法華寺に居住した可能性のある期間に限定できるから、763年(天平宝字7)または764年(天平宝字8)のいずれかであることが明らかになる。

木簡は、基本的に文書行政の末端において、日常業務を支える手段として作成される。そこに書かれるのは淡々とした日常の業務であって、国家の動向を左右するような政治的重要事項ではない。書き手も『続日本紀』に動向が残されるような貴族ではなく、史上名を残さない下級の役人たちである。だから、例えば『続日本紀』のような既知の文献資料に関連する内容が木簡に書かれることの方がむしろ稀である。平城宮跡で最初に発見され

た木簡に、『続日本紀』の記載と直接関わる内容、しかも複雑な政治情勢を反映する内容が書かれた寺請木簡のような資料が含まれていたのは、偶然とはいえその後の木簡学の無限の可能性を示唆する極めて象徴的な発見だったといえよう。

文献資料へのフィードバック 寺請木簡の発見は、当時の政治情勢について新たな見方を提示することにもなった。『続日本紀』を見る限り、保良宮のからの還都以降藤原仲麻呂乱の勃発までの2年半、孝謙太上天皇と淳仁天皇は、法華寺と平城宮内裏で対立を続け、いわば一触即発の緊張状態が続いたと理解するのが一般的だった。『続日本紀』には762年6月、孝謙太上天皇が発した職務分掌に関する詔が記録されている（天平宝字6年6月庚戌条）。「国家の大事と賞罰は朕が行うから、おまえは常祀と小事を行え」。これは天皇の権限を分掌した8世紀の太上天皇の強い権限を前提にした詔で、極度の緊張状況を示す資料として理解されてきた。

しかし、寺請木簡によると、法華寺に居を構えた孝謙太上天皇は、側近の女官を通じて平城宮内の役所（木簡が出土した土坑SK219がある場所は大膳職という宮内の食材管理と儀式などの際の給食センターの役割を果たした役所と推定されている）に食材の提供を依頼している。実際にこれらの食材が実際に平城宮から法華寺にもたらされたかどうかはこの木簡からではわからないけれど、少なくともその請求が法華寺から平城宮にもたらされたことは確実である。位置関係を見るなら、寺請木簡は淳仁天皇の住む平城宮の内裏を超えて運ばれていることになる。もしも一触即発の状況であったらこのようなことが可能だったとは思われない。緊張関係をはらみつつも、むしろ淡々と事務的に事が運ばれているとの印象を禁じ得ないのである。そうすると、先に紹介した職務分掌の詔も、粛々と実行された可能性が高く、両者の緊張関係はむしろ水面下で進行していく状況だったとみるのがよさそうである。

発掘調査成果との連携—西宮の性格— 木簡の発見から今日に至る平城宮跡の発掘調査は、こうした政治情勢について新たな知見を提供するようになった。すなわち、764年（天平宝字8）9月に藤原仲麻呂の乱が勃発し、これが仲麻呂の敗死によって終結すると、孝謙太上天皇は仲麻呂と結んでいた淳仁天皇を廃し、自ら重祚して再び天皇となる。一般にこれを称徳天皇と呼んでいる。彼女は6年後の770年（神護景雲4=宝亀1）に亡くなるが、『続日本紀』は「崩於西宮寢殿」とする（宝亀元年8月癸巳条）。この西宮が平城宮のどこにあったかは永らく決め手がなかったが、2004年の2次にわたる発掘調査によって、彼女が即位した際に実施された大嘗祭の遺構（大嘗宮）が平城宮中央区朝堂院から発見されたこと（註2）によって、その住居がその真北に位置する第一次大極殿（第一次大極殿は、740年〈天平12〉の恭仁京への遷都の際に恭仁宮に移築された。745年〈天平17〉の平城還都後新たに建てられた第二次大極殿は、第一次大極殿の跡地ではなく、内裏のある東区に位置する）の跡地に建てられた宮殿群（東区北部にある内裏とほぼ同大の正方形の区画）であることが確定した（図3 奈良時代後半の平城宮を参照）。

重祚した称徳天皇がなぜ天皇の通常の住まいである東区北部の内裏ではなく、中央区の第一次大極殿跡地の西宮に住んだかについては、従来は対立した淳仁の居住空間だった内裏を嫌ったからだと説明してきたが、私見では、第一次大極殿の跡地に平城還都後に設けられた西宮は、太上天皇の居住空間、すなわち太上天皇宮として建てられた宮殿だったことによるとみられる。内裏と同大の区画であることは、当時太上天皇が天皇と同等の立場

で天皇権を行使できる主体であったことと軌を一にしている。また、恭仁宮において宮中枢部に二つの内裏区画が出現し（聖武天皇の内裏と元正太上天皇の太上天皇宮と理解されている）、これが紫香樂宮にも受け継がれていることは、これに続く奈良時代後半の平城宮における内裏・西宮の併存を、天皇宮（内裏）と太上天皇宮の併存とみる理解の重要な根拠となる。つまり、称徳天皇は内裏を嫌って西宮に入ったとみるのは穿ち過ぎた見方であり、太上天皇（孝謙）としての立場で西宮に入ったというただそれだけのことなのである（註3）。

称徳天皇の王権の性格 このことは称徳天皇がどのような立場で天皇権を行使したのかということにも大きな示唆を与える。退位した孝謙天皇が再度即位（重祚）して称徳天皇になったという理解は、実は史料上は何ら根拠があるわけではない。『続日本紀』には孝謙天皇という呼称はあっても、称徳天皇という呼称は一切登場しない。そもそも孝謙も称徳も、彼女の漢風称号である「宝字称徳孝謙皇帝」に基づくものなのである（天平宝字2年8月庚子朔条）。『続日本紀』では退位後の孝謙を太上天皇とは呼ばず、淳仁天皇と皇権を分掌していた期間もまた淳仁廃帝後も、770年に亡くなるまで一貫して高野天皇と称している（淳仁天皇と皇権を分掌していた期間の淳仁の呼称は「帝」）。つまり、淳仁廃帝によって彼女は唯一の天皇権の行使者になったわけだが、天皇権を行使し続けた点ではそこに断絶はないのである。また、『続日本紀』によると、彼女は唯一の天皇権行使者になった時点で大嘗祭を挙行してはいる（天平神護元年11月癸酉条）が、即位式は行っていない。一度即位式を行えば、たとえ退位して太上天皇となっても、天皇としての身位は保ち続けたわけである。

このように考えてくると、保良宮から平城宮に戻るにあたり、孝謙太上天皇が法華寺に入ったことには、別の側面が見えてくるかも知れない。平城宮内の太上天皇宮である西宮に居住するのを意識的に避けたのか、あるいは避けざるを得ない状況にあっただけなのか。これは保良宮に移った意義とも密接に関わってくるだろう。もし保良宮に移ったのが、何らかの平城宮内の改作に伴うものだったとしたら、道鏡をめぐる対立の激化といういわば突発的な事態によって急遽平城宮に戻るようになった場合、改作が未完成で居住に適さない状況であることも充分あり得ただろう。

そもそも保良宮に移る前、孝謙太上天皇の住まいはどこだったのだろうか。西宮の成立時期はなお未確定要素があるが、遅く考える場合でも天平宝字初年には完成していたといわれる。私見では、西宮の成立は恭仁宮・紫香樂宮の構造との連続性からみて745年（天平17）の平城遷都から程なくまで遡る可能性が高いと考えるが、どんなに遅く考える場合でも、孝謙が淳仁に譲位して太上天皇になった758年（天平宝字2）よりも降ることはないだろう。したがって、保良宮に移る以前の孝謙太上天皇は西宮に居住していたとみるのが妥当であろう。

寺請木簡の意義と残された課題 このように、寺請木簡の発見以後に明らかになった平城宮跡の発掘成果を総合的に加味して、再度寺請木簡に立ち返るなら、寺請木簡が出土した大膳職推定地が西宮の北側に位置することの意義を、もっと重視すべきではないかと考える。ここが本当に大膳職なのかという疑念は今では描くとしても、この場所が孝謙太上天皇の住まいである西宮の北に隣接するバックヤード的機能を果たす部署の所在地として相応しいことが容易に理解できる。寺請木簡は、平城宮跡の発掘調査の進展と相俟って、さ

らに大きな意義を有する史料になってきたということができよう。既存の史料とのフィードバックによって、双方の理解を深めることができ、これによって新しい事実が明らかになってゆく。そしてそれはさらなる調査成果によってさらに新しい情報を語ってくれるようになる。出土文字資料によって広がる知の循環は、無限の広がりをもつのである。

以上、平城宮跡で最初に出土した木簡の中の1点がもつ歴史的意義について述べた。

2, 平城宮内裏北外郭官衙の木簡とその意義

平城宮内裏北外郭官衙出土木簡—木簡の標本箱 それから2年後の1963年夏、今度は平城宮東区北部に位置する内裏の北東に接する官衙のゴミ穴 SK820 から、1800点余りに及ぶ木簡が出土した。現在内裏北外郭官衙出土木簡として重要文化財に指定されている一群である（指定点数は1785点）。最初の発見からわずか2年でもう4桁に及ぶ出土をみるようになったのである。

SK820の木簡は「荷札のデパート」と称されることがある。これは後に述べるように、調、庸、中男作物のほか、それまで実態の明らかでなかった贅など、様々な種類の全国各地から貢進された租税の荷札木簡が含まれていたことによる。しかし、SK820出土木簡の豊かな内容はそれだけにとどまらず、現在私たちが知るほとんどのタイプの木簡が含まれているといっても過言ではない。それで私はSK820の木簡群を「木簡の標本棚」呼ぶことにしている。木簡学の確立期であるこの時期に、SK820のような内容的に豊かなヴァリエーションをもつ木簡群が、整理の行き届く程度の量で出土したことは、その後の日本の木簡研究の発展にとって、まことに幸せなことであった。文書木簡・付札木簡・習書木簡ほかという木簡の内容3分類にしても、15種類に及ぶ木簡の型式分類にしても、また報告書の体裁一つとっても、SK820の木簡の整理・解読過程でノウハウが形成されていった部分が少なくない。SK820出土木簡によって、日本の木簡研究の基礎は形作られたのであった。

「荷札のデパート」としてのSK820出土木簡 SK820の木簡のうち、古代史の解明に大きな役割を果たしたという点で最も重要なのは、租税として貢進された物品に付けられたいわゆる貢進物付札の木簡であろう。その意味で「荷札のデパート」という呼称は、SK820出土木簡の史的意義を端的に表現するものといつてよい（付札は物品の属性を表示するために物品に取り付けられる木簡の総称で、文書とともに、木簡の分類の双璧をなす。付札には、物品とともに移動するものと、物品の保管用の移動しないものがあり、前者を荷札、後者を付札（狭義の付札。ラベル）と呼んで区別するのが一般的である。貢進物付札というのは、古代律令国家の租税貢進の際に物品に付けられた荷札に対する機能に即した呼称である）。

貢進物付札に見える税目のうち、調と庸は賦役令に規定がある（賦役令調絹絶条・歳役条など）もので、概ね令の規定の通りの貢進実態を明らかにした。また、中男作物は717年（養老1）に正丁の調副物と中男の調を廃止する代わりに新たに制度化したもので、中男を使役して物品を調達する租税の一種である。制度改正については『続日本紀』にも詳しく記されており（養老元年11月戊午条）、木簡はその貢進実態を明らかにした。白米の貢進は田令に規定のある春米にあたり（田令田租条）、租の一部を精白して貢進するという令の規定にはそぐわないが、その貢進実態は正倉院に伝わった天平期の正税帳からも想定が可能だった。

これに対し贄は、平安時代中期に成立した法令集である『延喜式』に規定があるものの、令には明確な規定がなく、『続日本紀』などの文献にも限られた情報しか記されていない。一方、『古事記』や『日本書紀』の記述から、それが大化前代の大和王権に対する地方の在地首長層からの貢進に根ざすものであることが窺えるものの、両者をつなぐ8世紀における贄の実態が不詳であったため、歴史的な系譜関係がわからなかった。

参河国幡豆郡篠嶋・析嶋の贄の木簡 これを打破する役割を果たしたのが、SK820出土の約30点に及ぶ贄の荷札木簡であった。中でも、参河国幡豆郡の篠嶋〈シノジマ〉・析嶋〈サクジマ〉の2島が月交替（篠嶋が奇数月、析嶋が偶数月）で貢進したことを示す「参河国幡豆郡〇嶋海部供奉△月料御贄**楚割六斤」（〇は嶋名で、「篠」または「析」。△は月を示す漢数字。**は魚の名で佐米〈サメ〉が大半を占める）という独特の書式の荷札（写真2〈析嶋〉、写真3〈篠嶋〉）が多数出土し、8世紀の贄の貢進を代表するものとして捉えられるようになった。贄貢進の実態が明らかになった点は画期的で、延喜式制への継承や、大化前代からの古い貢進形態を遺存を論じることができるようになった。

律令制的な贄貢進の再編成 この点はその後の贄木簡の増加、ことに二条大路木簡の発見によって、やや修正を迫られてきた部分がある。まず、最も一般的な贄の荷札は国単位での貢進を示すもので、前述の参河国幡豆郡の独特の書式の貢進は、他には全く見られない特殊な書式であることが明らかになる。例えば、次のような木簡は贄の木簡の典型といつてよい。

「<出雲国若海藻 御贄< 130×25×3 031（『平城宮木簡』1、407号。写真4）

「<因幡国進上鮮鮭 御贄壹隻（雄栖） 天平八年十月<」

203×23×6 031（『平城宮発掘調査出土木簡概報』24、293。写真5）

国名、品目、「御贄」の文言を基本とするシンプルな書式で、前者のように年号を書かない場合もある。これは定例の貢進ではなく、旬の時期の随時の貢進であることに由来するのであろう。文字は丁寧な楷書で、木簡としてのつくりも、例えば切り込みの入れ方一つとってみても、後者の因幡国や阿波国の台形状の切り込みに顕著に窺えるように、精巧なものが多い。

また、7世紀末の藤原宮出土木簡に、この書式によらない参河国幡豆郡の贄の荷札が存在し（奈文研『評制下荷札木簡集成』53）、この書式が7世紀に遡らない可能性が高いことが明らかになる。さらに、天平期前半（730年代）を境に、贄の呼称が「大贄」から「御贄」に移行していることも判明するようになる。

こうして、荷札木簡から明らかになった贄貢進の実態は、8世紀の贄が律令制以前の貢進をそのまま受け継ぐわけではなく、律令制の租税制度の中で再構成された、いわば8世紀的な贄貢進制度といってよいものであったことがわかってきたのである。

さらに、もう一つ最近になって見通されるようになってきたのは、贄という税目があったわけではなく、贄はあくまで天皇への食料の貢進という、機能に即した存在だったということである。すなわち、わずかではあるが、次のような荷札に注目したい。

「<伊予国宇和郡調贄楚割六斤<」

153×23×5 031（『平城宮発掘調査出土木簡概報』）24—321。写真6）

「調贄」の「調」を「ととのえる」と読み、税目としての「調（ちょう）」ではないとする理解も全く不可能ではない。動作を表す語を含む荷札の表記としては、安房国のアワ

ビの荷札に一般的な「輸鰯調」がある。これは「おくる」あるいは「いだす」、すなわち租税としての貢進の意味で、あえてこの語を表記する意義は充分にある。しかし、「ととのえる」を意味する語をここに表記する意義を見出すのは難しく、「調贄楚割」は文字通り「調」であり「贄」でもある楚割（縦に細く割いて干した魚肉の干物）の解釈するしかないであろう。なお、「調贄」の表記は伊予国宇和郡の楚割の荷札に特徴的な記載である。

同様の事例は中男作物の荷札にも認められる。次のような荷札の事例である。

- ・「因幡国気多郡勝見郷中男神部直勝見鷹作物海藻大御贄老籠六斤／太」
- ・「 神護景雲四 」

408×20×5 011（『平城宮木簡』4、4688号。写真7）

この荷札は、「人名＋中男作物」ではなく、「中男＋人名＋作物」の順序で記載されていて、中男作物が必ずしも税目として熟した呼称ではなかったことを窺わせる点でも重要な資料である。ここでさらに注目すべきは、中男の労役によって貢進されたこの海藻が、さらに「大御贄」と明記されていることである。「調贄」と同様に、これもいわゆる中男作物でありかつ贄でもあることを意味すると理解できよう。

調の贄は伊予国、中男作物の贄は因幡国というように、特定の国に偏った資料ではあるものの、これはそれぞれの国の特殊事情と解するよりは、全国的に同様の実態がある中で、たまたまこの両国のみ書式にそれが現れていると理解すべきと考える。そもそも、調や中男作物の賦課とは重複してさらに贄の貢進が課されていたとは考えにくいであろう。

4、考選木簡の発見とその意義

式部省の考選木簡の削屑の発見 SK820の木簡出土から3年後の1966年、平城宮跡で5桁に及ぶ数の木簡が出土した。平城宮跡東南隅の南面大垣内側の東西溝SD4100出土木簡で、総数13000点に呼ぶ。その最大の特徴は、その大半が下級官人の勤務評定に伴う木簡を再利用のために削った削屑（図4）だったことである。官人の勤務評定が毎年の考課と、その一定年数の積み重ねによる選叙によって構成されており（考課と選叙をあわせて考選と呼び、そのために作成された木簡を考選木簡と呼ぶ）、その結果に基づいて位階の昇叙が実施されたことは8世紀の史料や『延喜式』など後世の法令集などによっても知られていたが、SD4100の削屑はその実態を明らかにした。

下級役人の勤務評定は4種類に区別され、職事（常勤の職員）の場合は上上・上中・上下・中上・中中・中下・下上・下中・下下の九段階、番上（非常勤職員）の場合は、上・中・下の三段階評価であった。SD4100出土木簡の大半は、8世紀末の770年前後の式部省という文官の人事を担当した役所の官人の考選木簡の削屑で、三等評価のうち中評価を受けている場合が圧倒的に多く、上や下の評価は稀である。ところが、同じSD4100には僅かながらこれより50年近く遡る8世紀前半の養老・神亀年間（717年から729年まで）の考選木簡の削屑が含まれていた（実際にはSD4100とは別の遺構の遺物であることがのちに判明する）。これは式部省に送られてきた他の役所の文官全般の勤務評定に関わるといふ違いもある（勤務評定は官人が所属する各役所でまず実施し、これを文官は式部省、武官は兵部省に送付し、式部省・兵部省はそのとりまとめを行う。従って、考選木簡はどこの役所でも見つかる可能性がある）が、その点とはともかくとして、重要なのは8世紀前半には中等の評価が必ずしも一般的ではなかったことである。すなわち、8世紀前半には

かなり厳密な評定を行っていたものが、8世紀末には中等評価が一般的になっていく、つまり評価そのものがルーティン化していったとみることができるわけである(註4)。SD4100の木簡の出土によって、既存の資料からは窺い知ることもできなかった官人の勤務評定の実態とその歴史的変遷が明らかになったのである。

考選木簡の特徴的な形状—側面に孔を穿つ 015 型式の木簡— また、SD4100の木簡によって明らかになった木簡そのものの形状の特徴がある。それは、考選木簡が、木簡の上部の側面に孔を穿つ特徴的な形状(015型式)であったことである(図5)。考選木簡は、官人個人ごとのカードであり、この孔はそうした個人カードの木簡を横に並べて紐を通し、順序を固定するための装置であった。見かけ上は中国簡牘の冊書のような体裁となるが、考選木簡は冊書のように連続する内容ではなく、勤務評定のさまざまな段階において、さまざまな基準によって並べ直す、いわばソートして利用するもので、順序を固定しているわけではないから、冊書とは全く異なる機能をもつ。今のところ日本独自のものとみられている(韓国の木簡には類例がない)が、日本の木簡のルーツである百済の木簡に淵源がある可能性を含めて、検討してゆく必要があるだろう。

なお、現在 015 型式で明確な考選木簡と認められる最古のものは、長屋王家木簡(平城遷都直後の 710 年から 717 年までを主体とする、長屋王という一貴族の家政に関わる木簡群)の事例である(図 5)。但し、藤原京跡からも 015 型式の木簡は出土している。内容は考選関係ではなくいわゆる門榜木簡だが、二次的な転用とみることは可能である。平城遷都が考選木簡使用の契機になるとは考えにくいから、一つの仮説として、701 年の大宝令の施行を 015 型式の考選木簡使用の始まりと考える見方は成り立つであろう(考選制度そのものは、当初は考課=選叙、すなわち毎年の勤務評定が即位階の昇進に結び付いていたという違いはあるものの、天武朝末年の飛鳥浄御原宮の時代にまで遡る。その点でいうならば、もし 015 型式の考選木簡がの使用が大宝令よりも前に遡るとするならば、次に考えられる使用の契機は、689 年の飛鳥浄御原令の施行ということになる)。

このように平城宮跡最初の木簡の発見から僅か 5 年後に出土した 5 桁に及ぶ SD4100 の木簡は、律令国家の官司の実態を詳細に明らかにしてくれたわけであるが、もし、平城宮跡の最初の発見が、SK219 やそれに続く SK820 の木簡群ではなく、この削屑を中心とする木簡群であったならばどうであっただろうか。恐らく日本の木簡研究は、かなり異なる軌跡を描くことになったに違いない。前述したように、SK219 や SK820 というヴァリエーションのある整理しやすい量の木簡群によって日本の木簡研究の基礎が築かれたことは、日本の木簡学にとっての大きな僥倖であったと言わねばならないであろう。

5. 平城宮跡東方官衙の焼却土坑の木簡

焼却土坑 SK19189 の発見 今、平城宮跡出土木簡の点数は、日々増加している。毎日本簡が出土しているわけではない。数年前に整理室に持ち帰って遺物の洗浄・選別を進めている土(というよりはほとんど木屑の堆積に近い)から、日々多量の削屑を中心とする木簡が見つかるからである。2008 年 12 月から翌年正月にかけて取り上げた、平城宮跡東方官衙の土坑 SK19189 の遺物である。この土坑は東西約 11m、南北約 7m、検出面からの深さ約 1m の遺構で、輪郭に沿って炭の層がめぐることから、平城宮内では初めての焼却のためのゴミ穴の事例とみられている。

時期は770年前半、天皇を守る軍隊である近衛府を中心とする衛府に関わる木簡群であることがわかってきた。現場で約200点の木簡を確認し、出土位置・層位を記録し出土状況の写真も撮影しながら取り上げたが、多量の削屑など予想以上に細かな遺物が多いため、木簡を多量に含む木屑層の埋土をそのままコンテナに詰めて整理室に持ち帰った（発掘現場でも文字の読める削屑の堆積をたくさん確認したが、剥がせる状態ではないため、これらもそのまま整理室に持ち帰った）。その数は約2800箱に及ぶ。以来、7年を経過したが、この間に洗浄が済んだコンテナは1800箱余りで、まだ900箱以上が未洗浄で残る。削屑が含まれる密度はまちまちだが、多い箱だと一箱から1000点に及ぶ削屑が見つかる（ちなみに見つかるのは削屑だけではない。細かく洗えば洗うだけ様々な種類の遺物〈桧扇・杓子・サイコロのほか多種多様の木製品、土器、瓦、炭、桧皮、種実、動植物遺存体、寄生虫卵ほか〉を取り出せる）。遺物は通常は3m四方のグリッドで取り上げるが、この土坑の遺物の取り上げは、1m四方のグリッドを採用した。これまでに洗浄が終了した部分では、3m四方で最大約52,000点、1m四方で最大35,000点の木簡（削屑が大半）を確認している。従来最多の出土点数を誇っていた長屋王家木簡出土遺構のSD4750でさえ、3mグリッドで約1万点というのが最大であったから、SK19198の木簡の密度がいかに高いかが理解できよう。

SK19189 出土木簡の特徴 SK19189 出土木簡で最も多いのは人名の削屑である。宿奏など衛府の兵士の勤務分担の記録に列記された人名に由来するものとみられる。中にはこれまで知られていなかった駅鈴の警備体制を示す木簡があり、戌刻（午後8時を中心とする2時間）から寅刻（午前4時を中心とする2時間）まで、2時間交替で2人ずつの兵士が一晚中警備に当たっていた様子を示している（写真8）。駅鈴は天皇の命令を発するのに必要ないわば天皇権力の象徴であり、その帰属が藤原仲麻呂の乱の帰趨を定める役割を果たしたことはよく知られていたが、ここまでの体制を整えて守られていたとは恐らく想像もされていなかった。

削屑には衛府の四等官クラスも登場するが、大半は史上に名を留めない近衛や兵衛たちで、中には従来ほとんど知られていなかったウジ名が登場することもある。例えば、「真慕」（「真牟」とも）は百済の複姓で、『日本書紀』に「真慕宣文」（欽明天皇8年〈547〉4月条）や「真牟貴文」（欽明天皇4年〈543〉9月条）が見えるが、SK19189出土の削屑に「真慕人足」が見え（但し、「真」の字形はむしろ「貞」に近い）、その系譜を引く人物の8世紀における存在が初めて確認された（写真9）^{（註5）}。

SK19189の木簡は最終的には数十万点に達するものとみられるが、衛府のごく狭い範囲の内容的にもごく偏った木簡群になることが予想される。平城宮内からは同様の遺構が今後多数見つかる可能性があり、今後の調査方針を立てる意味でも、残る900箱余りの洗浄・選別を早急に終え、全体像の把握に努めたいと考えている。

III 木簡が明らかにした歴史の諸相

1、古代地方行政制度の変遷

郡評論争と木簡 平城宮出土木簡の発見の歴史を辿りながらその点数の増大過程と豊かな内容の一端を紹介していた。今や木簡は古代史を描くのに欠くべからざる資料となったといつてよい。木簡の歴史叙述への寄与は、1点の木簡の記載内容に基づく場合もあるし、

同じ遺構から出土した木簡が群として寄与する場合もある。さらにはさまざまな遺構から出土した時代を超えた木簡を総合的に捉えて初めて明らかになる事実もある。その代表的な事例として、日本古代の地方行政制度の変遷の解明を紹介しておきたい。

古代の行政制度については、『日本書紀』のいわゆる大化改新詔に、大宝令制と同じ国・郡・里の設置が見える（大化2年正月甲子朔条）ため、かつては7世紀半ばに既に大宝令制と同じ行政区分が成立していたと考えられることもあった。しかし、その他の資料にはコオリを「郡」ではなく「評」と表記する史料があり、その信憑性をめぐる論が展開することになる。いわゆる郡評論争である。

7世紀段階のコオリが「郡」・「評」のいずれで表記されていたか、その点は藤原宮跡出土の700年まで（701年大宝令施行よりも前）の荷札木簡が例外なく「評」と記していることから決着をみる。現在では700年までの荷札は200点を超えている。出土遺跡も藤原宮跡のみでなく、飛鳥京跡、石神遺跡、飛鳥池遺跡など、この時期のさまざまな都の遺跡から出土しており、この時期の荷札を集成した図録も作成されている（奈文研『評制下荷札木簡集成』）。

木簡が明らかにした地方行政制度の変遷 荷札木簡がもたらしたのは郡評論争の決着のみではなかった。荷札木簡における地名（貢進者が所属する本貫地）の表記は、多数の事例の蓄積によって帰納的にその変遷に関する情報をもたらしことになったのである。最も著名なのは、郷里制の施行期間に関する情報である。大宝令に基づく国一郡一里の三段階の地方行政組織の下にさらに里（コザト）を置き、元からある里（サト）の表記を「郷」と改め、国一郡一郷一里の四段階の行政組織が施行された期間があり、コザトの廃止後も、サトの表記は「郷」がそのまま用いられ、国一郡一郷の三段階として後世まで施行されて行くことになる。郷里制の試行については『続日本紀』には明確な記述がなかったが、木簡の分析によって、概ね717年（霊龜3）から740年（天平12）までだったことが明らかになってきた（註6）。さらに事例の蓄積が進めば、月単位で施行と廃止時期が絞られてゆく可能性があるろう。

また、サトの表記については、大宝令施行後は「里」が用いられたが、それ以前は50の戸で構成されるという構成原理そのままに、「五十戸」と表記して「サト」と読ませていたらしい。しかし、7世紀の荷札木簡の事例の増加によって、新たな事実が明らかになってきた（註7）。第一は、「里」の表記が7世紀の荷札に既に用いられており、「五十戸」から「里」への表記の変更は大宝令に施行以前に既に行われていたことである。第二は、その変更は必ずしも全国一律に行われたわけではなかったらしいことである。後者については、最古の「里」表記の荷札木簡が683年（癸未年＝天武天皇12年）、最新の「五十戸」表記の荷札木簡が687年（丁亥年＝持統天皇1年）であることから、「里」表記と「五十戸」表記の使用に数年の重複が認められるのである。これらは異なる国の荷札木簡であるため、国ごとに変化の時期にずれが生じている可能性もある。この点も今後荷札木簡の事例のさらなる増加が、変化の時期と状況のさらに厳密な把握を可能にすることが期待できる。

クニとサトの成立 荷札木簡のもたらす文献史料にない地方行政組織の変遷に関する情報としては、クニ（国）とサト（五十戸→里）の成立の問題も重要である。郡評論争を受けて、現在地方行政組織の成立については、一般的に次のように考えられている。すなわ

ち、645年のいわゆる乙巳の変のクーデターの直後の大化年間以後、全国的な規模での立評が実施されて（『常陸国風土記』にみえる「天下立評」）コオリ（評）が成立し、在地の豪族をその役人に任じる（評督・評造）。その後、複数のコオリを束ねる形でクニ（国）が構成され、中央から役人を派遣する（国宰）一方、コオリ（評）の中の戸を50ずつ人為的に束ねてサト（五十戸→里）を置く。

まず、クニの成立年代については、『日本書紀』の天武朝末年に国境確定のために使者の派遣記事がある（天武天皇12年12月丙寅条・同13年10月辛巳条など）ことから、天武朝まで降るとみるのが一般的だが、石神遺跡から天智朝の665年（乙丑年＝天智天皇4年）に遡る「三野国」と表記された次の荷札木簡が出土したことで、これまで予想してきた以上に成立が遡る可能性が出てきた。

・「<乙丑年十二月三野国ム下評」

・「<大山五十戸造ム下マ知ツ

従人田マ児安」

152×29×4 032（『評制下荷札木簡集成』102。写真10）

美濃（三野）国は、672年の壬申の乱において大海人皇子方の軍事的・経済的基盤として重要な役割を果たした地域であり、いわば先進的な支配が実施されても不思議のない地域ではある。しかし、この木簡が現在のところ一点だけ飛びぬけて古い年紀を有することから、その評価になお疑念を挟む見方もあり、なお事例の増加を俟たなければならないのが現状である。

一方、サトの成立年代については、「五十戸」表記の最古の荷札木簡の年代を今後さらに見定めていく必要がある。

地方行政組織はいわば古代人にとってはごく身近な当たり前のものだったかも知れない。そのことが逆に歴史書に明確な制度の変遷の記述を欠く要因となっている可能性があるだろう。木簡はその欠を補う役割を果たしつつあるわけである（表1は、以上に述べた日本古代地方行政組織の変遷を表にまとめたものである）。

なお、このように事例を蓄積することで明らかになった地方行政組織の変遷は、木簡を解読していく上でも大きな役割を果たすことになる。ことに年代特定において顕著で、「評」の表記があれば701年の大宝令施行よりも前の7世紀の木簡である根拠となるのは当然のことだが、郷里制の施行期間が明確になってきたことで、「郷」の表記があれば少なくとも郷里制施行の717年以後であると断言でき、郷・里が併記されていれば、郷里制施行期間の717年から740年までの木簡であることがわかるのである。省略や欠損によって木簡に年紀が残されていないことも、行政組織の記載を見ることで年代の特定が可能になるわけで、これは木簡そのものの解読だけでなく、遺構や遺跡の年代・性格を考える上で重要な意義をもつデータを提供することになる。

2、大宝令の施行とその意義

大宝令の施行と年紀の記載方法の変化 大宝令の施行の意義に関わる歴史的事実で、木簡によって明らかになったことをもう一つ紹介しておきたい。それは年紀の記載方法と変化である（図6）（註8）。

第一に、大宝令の施行によってそれまでの干支による年の表記に代わり年号を用いるよ

うになったことである。『日本書紀』には7世紀にも「大化」・「白雉」・「朱鳥」などの年号が使用されたとの記録があるが、木簡の事例は確認されておらず、実際に使用されていたとしても使用範囲は限定的だったとみられる。これに対し、大宝令施行とともに定められた「大宝」以降今日の「平成」まで年号が連綿と使用され続けてきているのは周知の通りである。

第二に、日付の記載位置が冒頭から末尾に変わったことである。これは木簡の類例の増加によって明確になってきた。この変化は、文書木簡にも荷札木簡にも当てはまるが、さらなる類例の増加は、こうした書式の変更が、必ずしもすぐには徹底しなかった様相も明らかにしつつある。

大宝令の意義と令文の復元 大宝律令の施行をもって日本の古代律令国家が完成したとする見方は修正を迫られており、8世紀こそ大宝律令という枠組みを基礎に据えた、律令国家建設の時代であったとみるべきである。しかし、それは単なる見取図ではなく、実効性をもつ規範であったことを、木簡から窺える年紀の記載方法の変化はよく示していると考えられよう。

なお、大宝令は757年（天平宝字1）まで現行法として効力を保ったが、そのままの形では伝わっていない。これを改訂した養老令（編纂は720年〈養老4〉頃完成したが、施行は757年まで降る）の註釈書集成である『令集解』の中に引用された大宝令の註釈書（「古記」と呼ばれる）などから、辛うじて復元されるに過ぎない。木簡はこの点についても貴重な資料を提供してくれている。大宝令施行時期とみられる木簡の出土が、大宝令文復元の根拠となる事例が、戸令当色為婚条・官奴婢条、医疾令医博士条などについて明らかになっている（図7）。

おわりに

律令国家の申し子としての木簡 今や木簡は歴史学にとって不可欠の史料（＝文字資料）となった。日本の木簡は律令国家の政務運営のなかで発展させてきたものであり、いわば律令制の申し子というべき存在であるから、日本史の中でも特に古代史の構築においても意義が特に大きくなるのは当然である。また、歴史叙述において果たす役割は、他の多くの史料が存在する時代であればあるほど小さくなるのもまたやむを得ないことではあろう。しかし、木簡が一次史料として、また遺跡・遺構に密着した資料として歴史学において果たし得る役割は時代を超えて不変である。日本においても、中世・近世の木簡の本格的な研究はまだ緒に就いたばかりといっても過言ではない。

木簡研究の新展開 日本の木簡研究は、今3度目の大きな転機を迎えているようである。最初は1960年代の木簡研究の黎明期である。寺請木簡に代表されるSK219の木簡、贅の木簡に代表されるSK820の木簡、そして式部省の考選木簡の削屑を主体とするSD4100出土木簡、これらは日本の木簡研究の基礎を形作った。

第2の画期は木簡研究の発展期で、1988年、89年の長屋王家木簡、二条大路木簡（光明皇后の皇后宮に関わる735・736年〈天平7・8〉を中心とする木簡群）の二大木簡群の発見に象徴される。これらについては本稿ではほとんど言及できなかったが、長屋王家木簡35,000点、二条大路木簡74,000点（遺構は3つの溝状土坑にわたるが、共通の性格を有する）、計11万点の木簡が、全国の木簡総数が65,000点だったところに出現した衝撃は大

きかった。これらの発見によって、木簡の記載を個別に取り上げて論じる段階から、木簡を群として捉えて論じる段階へと、木簡研究は大きな飛躍を遂げるようになった。

そして今、日本の木簡研究は第3の画期を迎えつつあるようである。平城宮東方官衙の大土坑 SK19189 に顕著なように、一つの遺構だけで数十万点に及ぶ削屑が出現する状況を前に、飛躍的に増加する木簡の情報をいかに整理しこれを史料として生かしていくかが再び問われているように思われる。

木簡はそれだけで投棄されるのではない。木簡はゴミとして、他のさまざまな遺物とともに存在するのである。そうした共伴遺物の中で、文字資料としてもつ木簡の意味は把握されていかねばならない。その意味で言えば、長屋王家木簡・二条大路木簡によって木簡は群として認識することが可能になったものの、その本当に意義はまだ充分には捉え切れていないといってもよい。それが可能になれば、日本の木簡研究はさらに新たなステップへと上ることができるようになるだろう。

木簡と考古学—木簡研究の課題— これに関連して、考古学の側から木簡研究に突きつけられている大きな課題がある。井上和人氏の提唱された出土木簡籌木論である(註9)。井上氏によれば、まだ再利用可能な木片が文字を残したまま捨てられたのは、籌木として再利用されたからである(図8)。そして、不要になった木簡を集積して籌木に再加工して分配するシステムの存在を想定する。この議論を突き詰めるならば、木簡はそれが出土した遺跡や遺構とは直接的な関係をもたないという、木簡の資料としての役割の根本に関わる結論が導かれてしまうことになる。

この点について私はまだ明確な反論をなしえないけれど、一括して出土する木簡が一定の内容的なまとまりをもっているのは事実であり、官衙や宅地の範囲を超えたりサイクルシステムの存在は否定的に捉えざるを得ない。また、削屑と形のある木簡が共伴するという木簡出土のごく一般的な状況も、籌木論だけで解釈するのは難しいであろう。ある木簡がその地点から出土するのは理由のあることであって、木簡がその使用場所と全く無関係な場所に運ばれて捨てられるという事態はあまり考えにくい。少なくとも木簡の使用者と木簡の投棄者が全く何の関係ももたないという状況は想定しがたいと思う。

2002年、考古資料としての木簡の意義を改めて認識させられる発見があった。平城宮第一次大極殿を取り囲む築地回廊のうち、南面の回廊基壇下層の整地土から、次の木簡が見つかった。

〔刀カ〕

- ・「伊勢国安農郡阿口里阿斗部身」
- ・「和銅三年正月」

200×24×4 051 (『平城宮木簡』7、11286号。写真11)

品目は書かれていないが、類例からみて白米の貢進荷札とみられる。いわば平城宮のどこから出土してもおかしくないありふれた荷札である。造営作業を担当した役夫の食料として支給された米に付けられていたものが、その作業工程で紛れ込んだ可能性が高い。しかし、ここで重要なのは、そうした投棄の経緯とは無関係に、この荷札がこの場所・層位から出土したことがもたらした情報が、これまでの常識を覆す事実を導き出したことである。詳しい考証は省くが、『続日本紀』に見える平城遷都前後の大極殿に関わる記事とその儀式のあり方、小澤毅氏が提唱された現在通説化している平城宮第一次大極殿が藤原宮

大極殿を移築して建設された事実、そしてこの木簡の情報を総合的に検討すると、710（和銅3）年3月の平城遷都時には平城宮大極殿は未完成だった可能性が高いという結論が得られるのである（註10）。木簡の考古資料としての特質をこれだけ鮮やかに浮かび上がらせた発見を私は他に知らない。

文字資料として木簡を用いるのは簡単だが、木簡の情報抽出をそのみで終えてしまうのでは、あまりにももったいないことである。資料としての木簡の特質を充分踏まえた上で、木簡の情報を最大限引き出す努力を怠ってはならないと考える。木簡にいかに関情報を語らせるかは、研究者はもとより、まずそれを調査した機関に課せられた重い責務である。

註

- (1) 木簡の釈文の表記は、日本木簡学会の縦書き表記の方式に倣った。但し、読みを断定できない場合の「〔〇カ〕」については、通常は「□」の右傍に付すが、煩雑になるため「□〔〇カ〕」の要領で、同一行内に付した。なお、切り込みの記号は「<」のままとした。
- (2) 「中央区朝堂院の調査―第367・376次」（奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2005』2005年）
- (3) 西宮の性格の理解については、渡辺晃宏「平城京と貴族の生活」（『岩波講座日本歴史第3巻古代3』岩波書店、2014年）を参照。
- (4) 寺崎保広「考課木簡の再検討」（寺崎保広『日本古代の都城と木簡』吉川弘文館、2006年。初出は1989年）
- (5) 山本祥隆「木簡を探る―木簡が明らかにした歴史の諸相」（奈良文化財研究所『〈歴史の証人〉木簡を究める』クバプロ、2014年）
- (6) 郷里制の施行時期については、岸俊男「古代村落と郷里制」（岸俊男『日本古代籍帳研究』塙書房、1973年。初出は1951年）による715年（霊亀1）説が長らく通説とされてきたが、木簡などの資料の増加を踏まえて再検討を加えた鎌田元一「郷里制の施行と霊亀元年式」（鎌田元一『律令公民制の研究』塙書房、2001年。初出は1991年）により、現在では717年（霊亀3＝養老1）施行とみるのが一般的になっている。郷里制廃止時期については、740年頃（天平12）とみる岸俊男説がなお通説とされている。
- (7) 館野和己「律令制の成立と木簡―7世紀の木簡をめぐって」（『木簡研究』20、1998年）
- (8) 岸俊男「木簡と大宝令」（岸俊男『日本古代文物の研究』塙書房、1988年。初出は1980年）、渡辺晃宏「時を測るものさしとしての木簡」（奈良文化財研究所『遺跡の年代を測るものさしと奈文研』クバプロ、2015年）
- (9) 井上和人「出土木簡籌木論」（井上和人『日本古代都城制の研究』吉川弘文館、2008年。初出は2006年）
- (10) 詳しくは、渡辺晃宏「平城宮第一次大極殿の成立」（奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2003』2003年）を参照されたい。

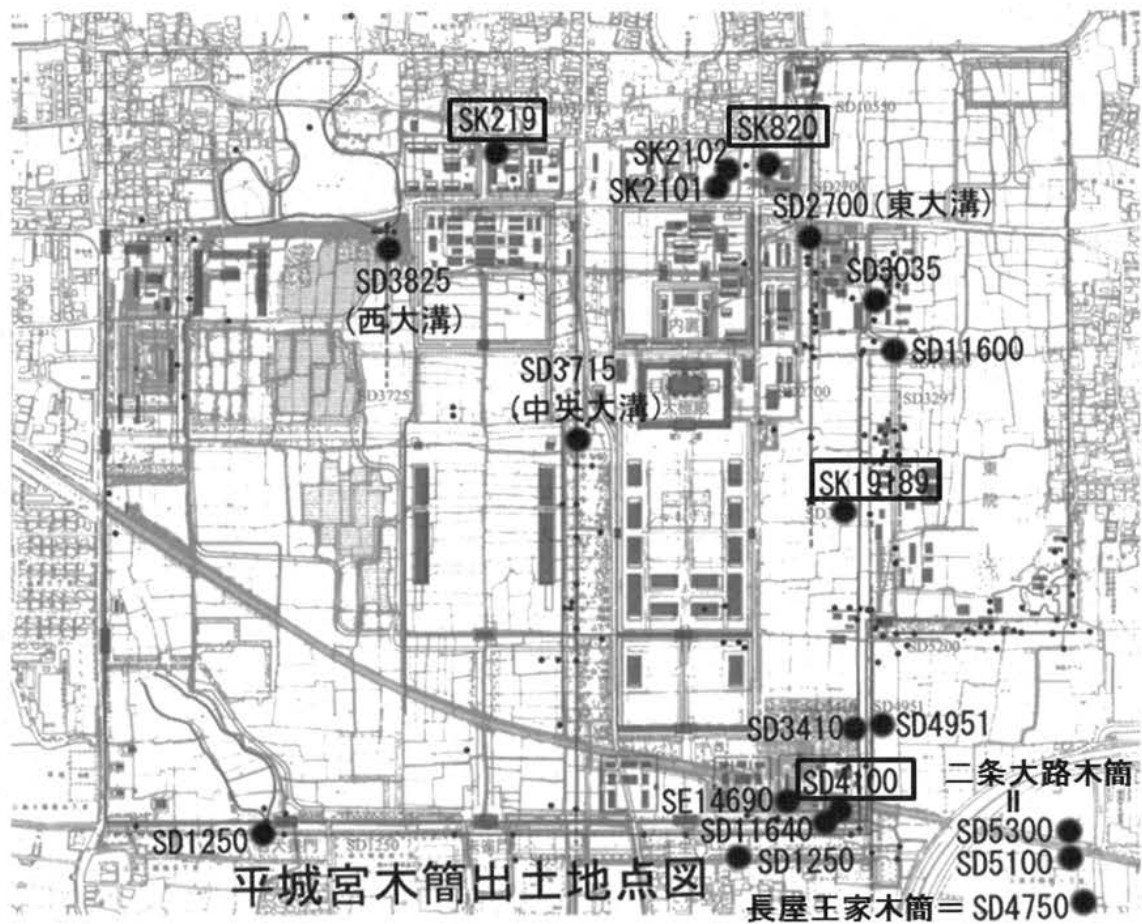


図1 平城宮跡の主要木簡出土地点 (□は本稿で取り上げたもの)

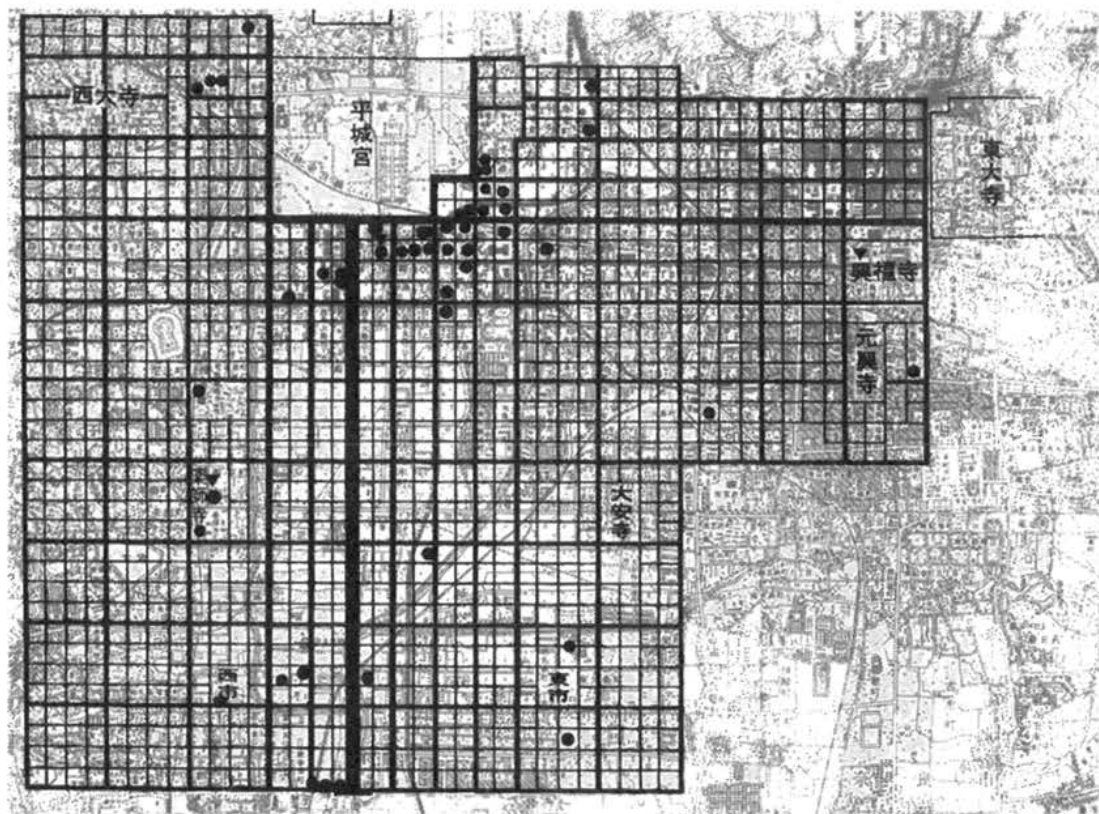


図2 平城京木簡出土地点図 ● 木簡出土地

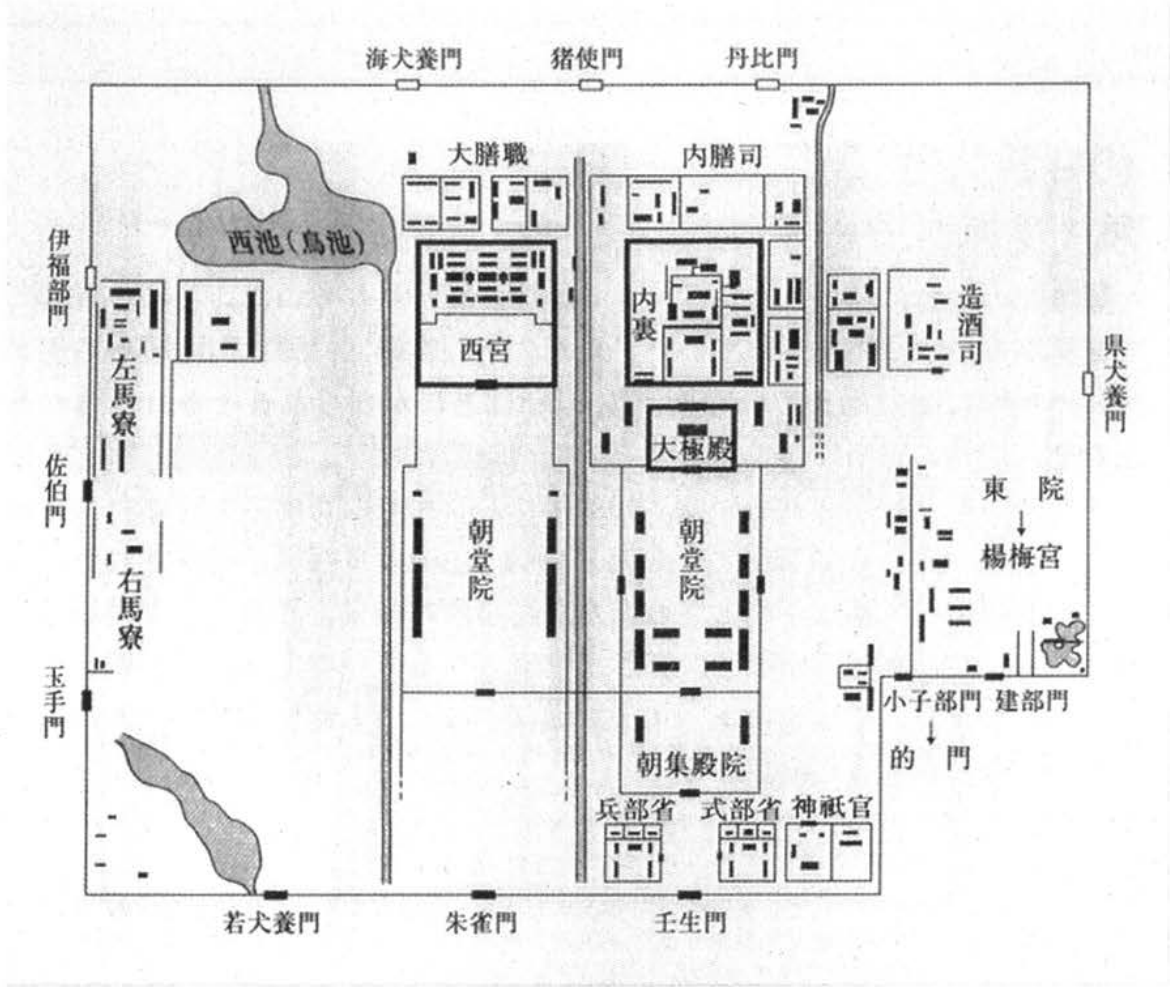


図3 奈良時代後半の平城宮

表1 木簡からわかった日本古代の地方行政組織の変遷

年 代	〈ク ニ〉	〈コ オ リ〉	〈サ ト〉	〈行 政 組 織〉
孝徳朝 (645 - 654)		・ 評 (コオリ) の設置		評
665 (天智 4)	・ 最古の「国」「五十戸」木簡 (乙丑年) 三野国ム下評大山五十戸			国一評一五十戸
681 (天武 10) 飛鳥浄御原令編纂開始				
683 (天武 12)			・ 「里」の初見 (癸未年) 三野大野評阿瀬里	国一評一里
683 - 685 (天武 12 - 14)	領域をもつ国の確定 (国境確定事業)			
687 (持統 1)			・ 「五十戸」の終見 (丁亥年) 若狹小丹評木津部五十戸	
689 (持統 3) 飛鳥浄御原令施行				
701 (大宝 1) 大宝律令の施行		・ 郡の成立 (「評」からの用字変更)		国一郡一里
717 (霊龜 3) 頃			・ 郷里制の施行 郷 (←里) 里 (コザト) の新設	国一郡一郷一里
740 (天平 12) 頃			・ コザトの廃止	国一郡一郷

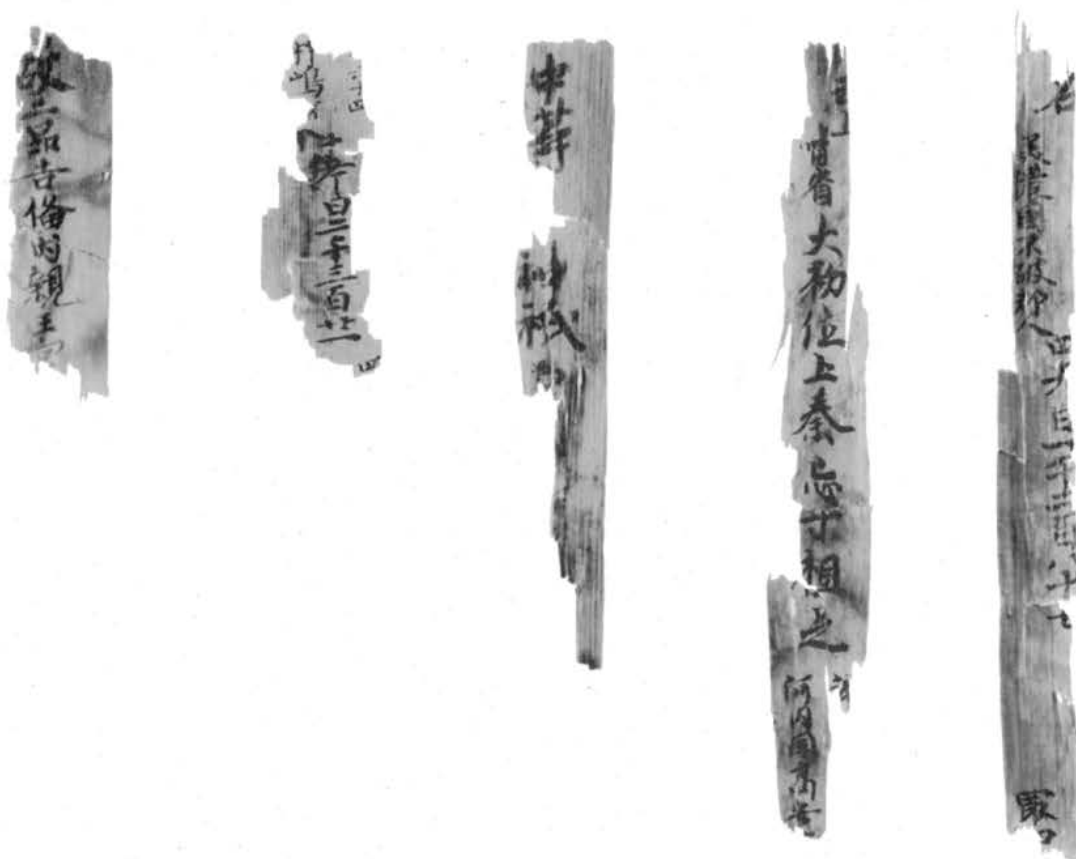


図4 考選木簡の削屑

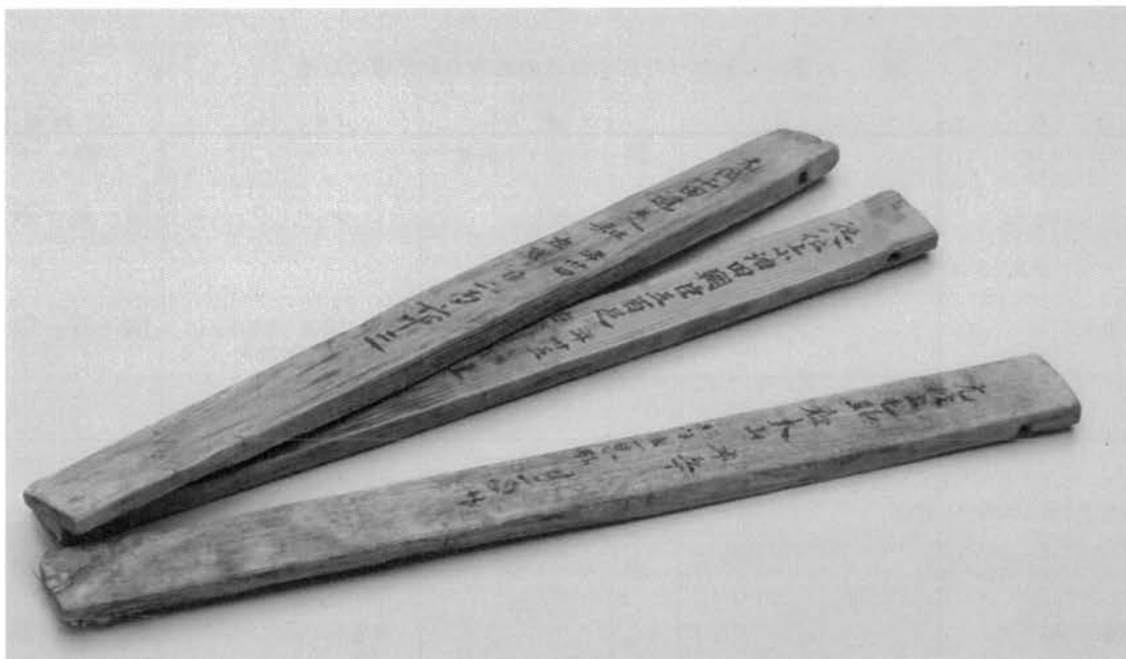


図5 側面に穿孔をもつ015型式の木簡（長屋王家木簡）

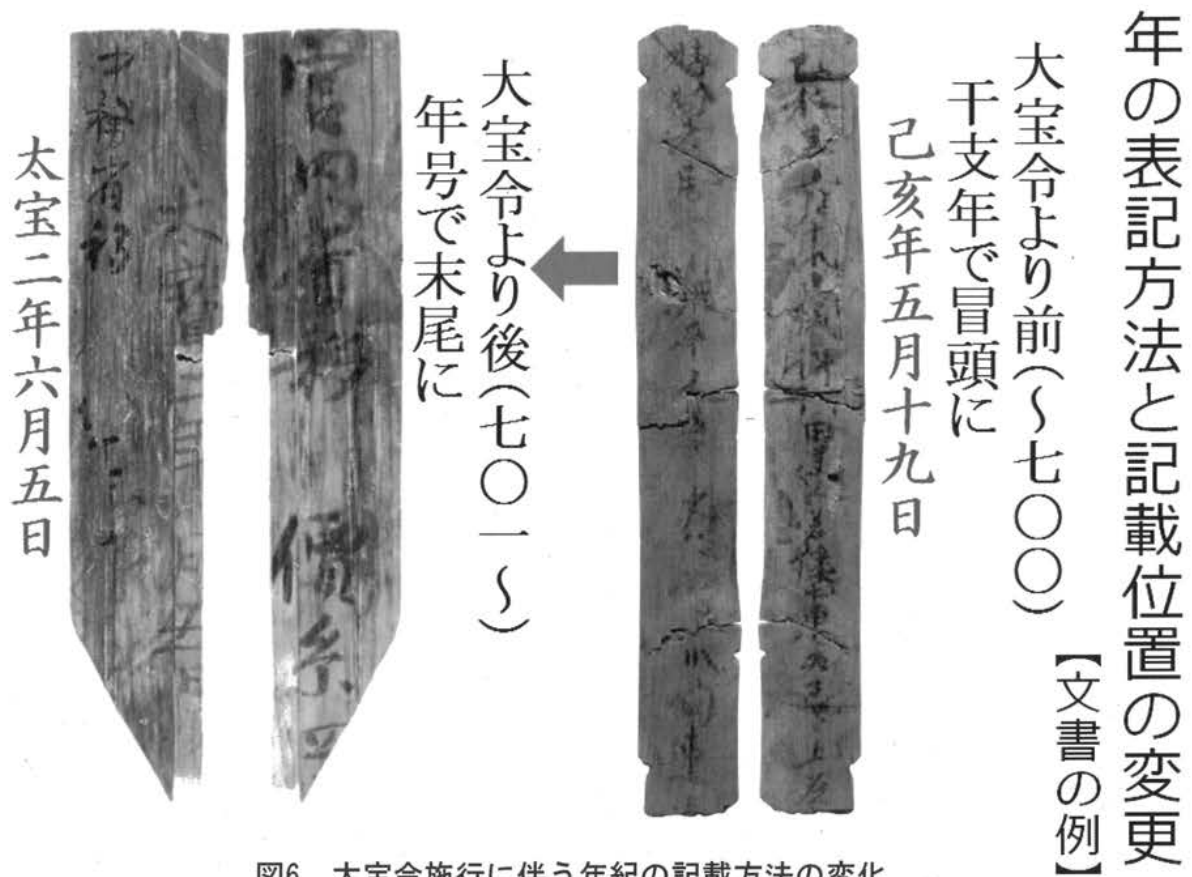


図6 大宝令施行に伴う年紀の記載方法の変化

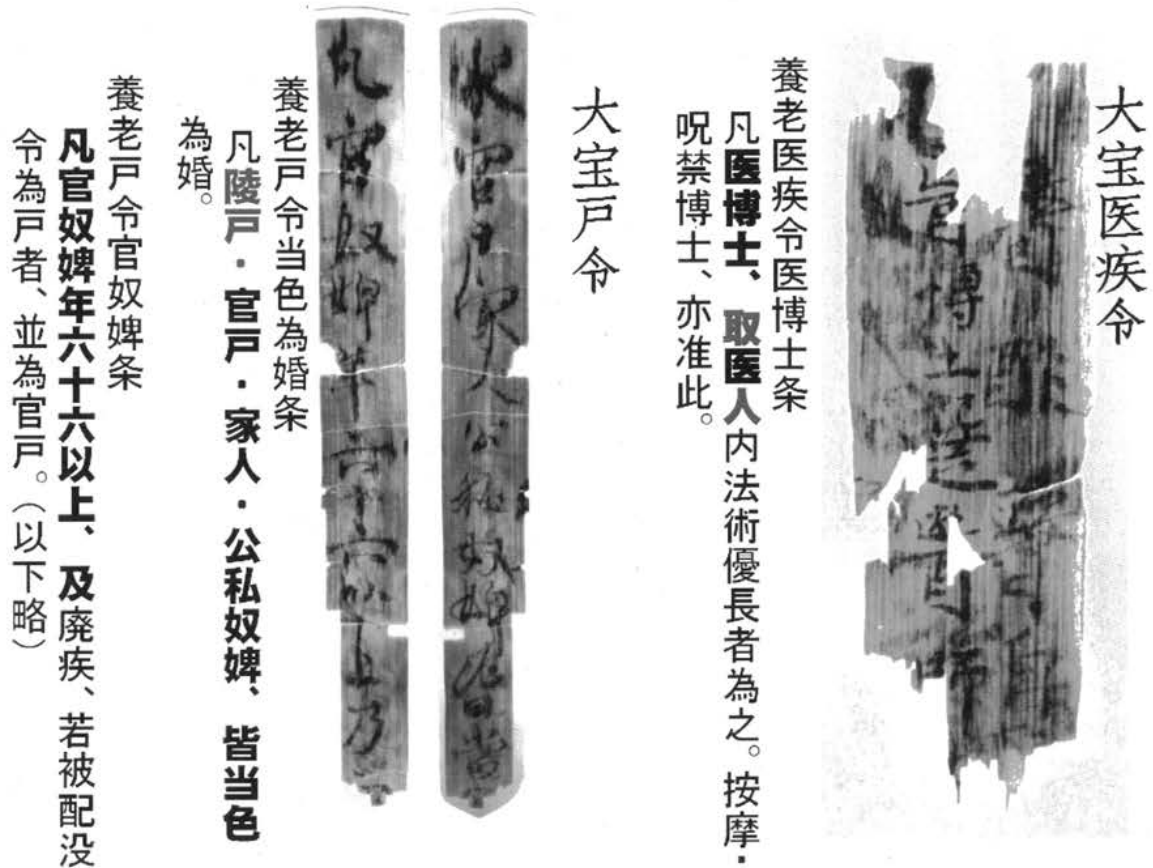


図7 大宝令文を記す木簡



図8 篝火として再利用されたとみられる木簡（SK820出土）



写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7

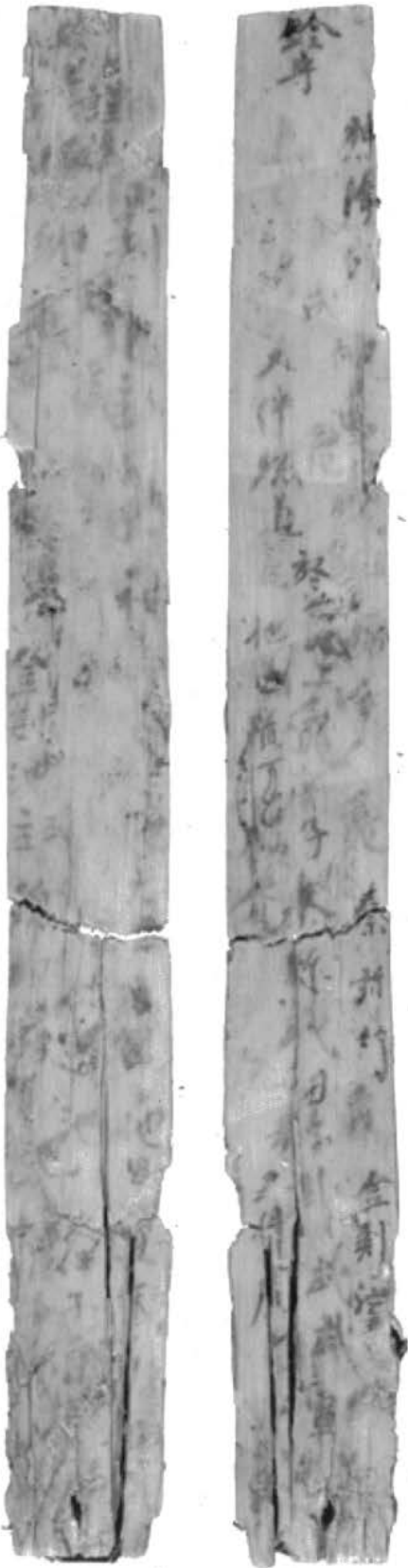


写真8



写真9



写真10



写真11